

事 務 連 絡

令和2年2月28日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官

(子ども・子育て支援担当)

新型コロナウイルス感染症により企業主導型保育施設を臨時休園等した場合の  
運営費等の取扱いについて

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により企業主導型保育施設を臨時休園等した場合の運営費等の取扱いについて、下記のとおりといたしますので、企業主導型保育事業実施者へ御周知いただきますようよろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 臨時休園等した企業主導型保育施設に対する運営費等について

企業主導型保育施設を利用されている子どもや職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合や、関係自治体から臨時休園等の要請があった場合には、直ちに貴協会に対し報告するよう事業実施者に求めているところです。

今般、下記に該当する臨時休園等を行った場合、臨時休園等している期間においても保育の実施が行われているものとして、企業主導型保育施設に対する運営費・施設利用給付費を算出する取扱いといたします。

- ① 事業実施者からの上記の報告を踏まえ、貴協会が事業実施者に対し企業主導型保育施設の臨時休園等を要請したことにより、臨時休園等を行った場合
- ② 新型コロナウイルス感染症により企業主導型保育施設を臨時休園等することとした場合において、臨時休園等することを貴協会に報告し、貴協会が適当と認める場合

## 2. 臨時休園等した企業主導型保育施設における利用料について

企業主導型保育施設の利用料の額については、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」に定める「利用者負担相当額」を踏まえ、施設において設定することとしているところですが、新型コロナウイルス感染症により企業主導型保育施設を臨時休園等した場合、利用者が保育サービスの提供を受けていないことを鑑み、施設において、臨時休園等した日数分の利用料の額を減額するなど、利用者に対する配慮を行っていただくようお願いいたします。